

# 志布志市と地域コミュニティ協議会との 協働によるまちづくりパートナーシップ協定書

志布志市（以下「甲」という。）と地域コミュニティ協議会（以下「乙」という。）とは、市、地域住民及び地域で活動する各種団体等の協働により、安全で安心な生活を送ることができる地域社会を築いていくことを目指し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が対等なパートナーであることを認識し、双方が持つ特性を理解して認め合うとともに、協働によるまちづくりを進めていくことを目的として必要な事項を定めるものとする。

## （甲の役割）

第2条 甲は、乙に対して財政支援を行うとともに、甲乙協議の上、人的支援、施設面の支援及び情報提供を行うものとする。

## （乙の役割）

第3条 乙は、地域の自主的かつ自律的な活動又は甲との協働によって、より安全で安心な生活を送ることができる地域社会を目指すため、おおむね次に掲げる活動に取り組むものとする。

- (1) 地域の防犯及び防災に関する活動
- (2) 地域の環境美化及び保全に関する活動
- (3) 地域の福祉の向上に関する活動
- (4) 地域の青少年健全育成、人材育成及び教育に関する活動
- (5) その他地域コミュニティの推進に関する活動

2 前項に規定する活動の詳細については、甲乙協議の上、別に定める。

## （情報の共有と適正管理）

第4条 甲と乙は、定期及び必要に応じて臨時に協議の場を設け、地域に係る情報を共有するよう努めるものとする。

2 乙は、甲から提供された情報について、個人情報保護の観点から適切に管理しなければならない。

## （協定の期限）

第5条 この協定は、翌年の3月31日まで有効とする。ただし、期限満了の2か月前までに、甲乙いずれからも解除の申出がない場合は、更に1年間、協定を延長するものとし、以後この例による。

## （その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 志布志市志布志町志布志二丁目1番1号  
志布志市

市長

乙 志布志市 町 番地  
地域コミュニティ協議会

会長